

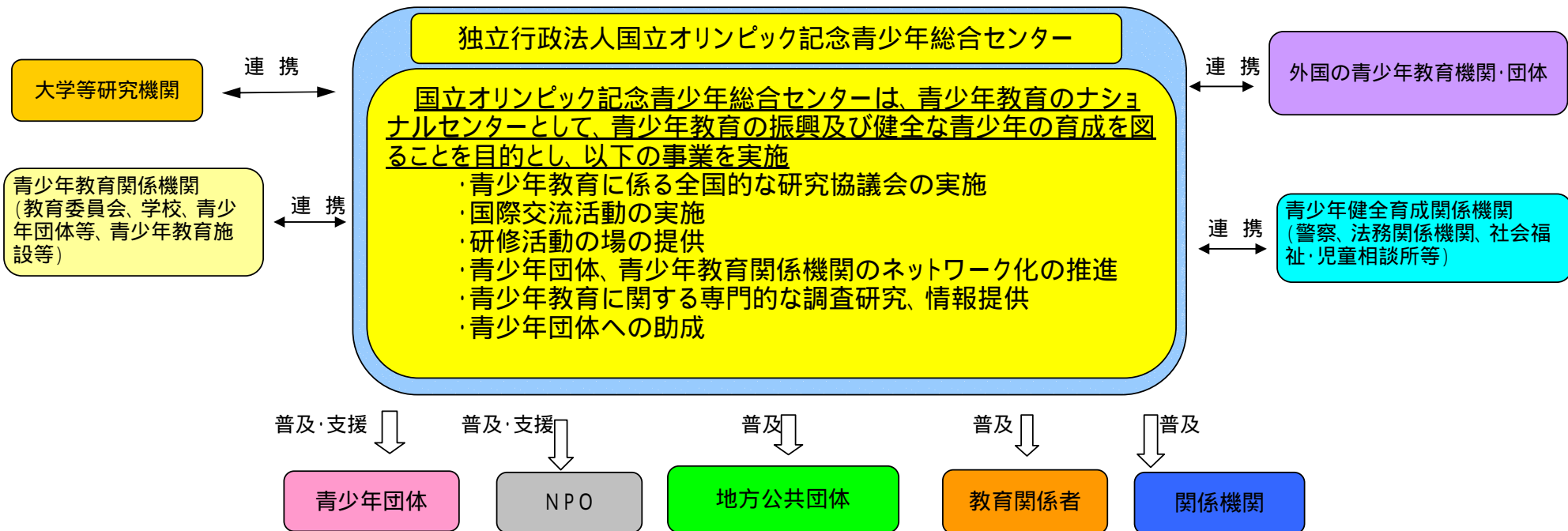
独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターについて

国の施策

社会教育法の一部改正(平成13年7月)
「ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動の促進」
教育委員会の事務として明記

青少年育成施策大綱(平成15年12月青少年育成推進本部)
重点課題 社会的自立の支援
施策の基本的方向
・ボランティアなど社会奉仕体験活動の振興
・地域等での多様な活動の支援
・国際交流活動の機会の提供
・体力の向上
・少年非行対策等社会的不適応への総合的取組 など

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法の一部改正(平成13年4月)
「子どもの自然体験活動、奉仕体験活動等の体験活動に対して助成金を交付」



独立行政法人国立少年自然の家について

小・中学生の自然体験活動の重要性

自然体験活動の効果

- 自然体験活動の経験が多い子どもほど、
 - ・課題解決能力や豊かな人間性が備わっている
 - ・体力に自信がある
 - ・得意な教科の数が多い
 - ・環境問題に関心がある

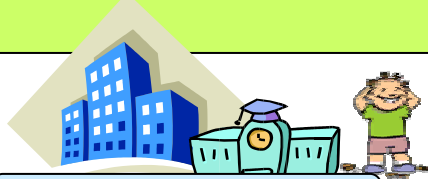
(「青少年の自然体験活動等に関する実態調査」報告書(平成16年8月))

学校と学校外の青少年教育施設が連携し、少年に対して日常の中では経験する機会に乏しい自然体験活動を意図的に提供することが必要！

(参考)

「国・地方公共団体は、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずる」

(環境の保全の意欲増進及び環境教育の推進に関する法律(平成15年7月))



小・中学校



国立少年自然の家

小・中学校学習指導要領

各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や問題解決的な学習を重視する。

「総合的な学習の時間」には、自然体験など体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れる。

遠足・旅行・集団宿泊の行事においては、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行う。

連携

小・中学生に対し、豊かな自然環境の中で、団体での宿泊訓練を伴う自然体験活動を提供

国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発
(例:不登校等の悩みを抱える少年を対象とした自然体験活動の提供)

普及

公立少年教育施設

独立行政法人国立青年の家について

青年の交流体験、社会体験の不足

21世紀を展望したわが国の教育の在り方について

(平成8年7月中教審第一次答申)

様々な人々との交流が不足し、そのことが、子どもたちの人間関係を希薄化させていると言われている。異なる世代間の交流、障害者との交流、国際交流など、様々な人々との多様な交流を積極的に推進する必要がある。

青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について

(平成14年7月中教審答申)

実体験によって現実社会の課題に触れ、視野を広げ、今後の自分の生き方を切り開く力を身に付けることができる。

国の施策

青少年育成施策大綱(平成15年12月青少年健全育成推進本部決定)

集団や社会の一員としての自主的、実践的な態度を身に付けるため、若者が自分の興味や関心に基づいて、世代間交流、スポーツ等の多様な活動が行えるよう、社会教育施設などの様々な場における諸事業を支援する

教育改革国民会議報告(平成12年教育改革国民会議)

奉仕活動を全員が行うようにする

次世代育成支援対策推進法に基づいた行動計画策定指針(平成15年8月)

地域における青少年の活動拠点として積極的な受け入れと活動の展開が必要

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月)

宿泊を伴った共同生活を通じた体験活動等を推進

国立青年の家の使命

高校生や大学生などの青年に対し、社会性やコミュニケーション能力を育むため、団体での宿泊訓練を実施。

青年の交流体験や社会体験に係る国の施策を反映した先導的・モデル的なプログラムを開発し、公立の施設へその成果の普及を図る。

普及

公立青年教育施設



1 国立女性教育会館と国立オリンピック記念青少年総合センターと国立少年自然の家と国立青年の家は統合すべきではないか

1 「男女共同参画社会の形成」と「青少年の健全育成」は、どちらも我が国の21世紀の重要課題であり、関係法令や推進大綱、基本計画の制定及び推進本部の設置など、政府全体での取組体制を整備。

2 これらの重要課題解決を図るため、国立女性教育会館（会館）は、女性教育の振興を通じて男女共同参画社会の形成を促進することを目的に、また国立オリンピック記念青少年総合センター（オリセン）や国立少年自然の家、国立青年の家は、青少年教育の振興と健全な青少年の育成を図ることを目的にそれぞれ独自の業務を行っている。

また、地方自治体の関係施設や民間の関係団体等も全く別個のものであり、相互の連携事業等も行われていない。

3 仮に、これらの法人が統合したとした場合、

各法人とも設置の趣旨、目的や研修等の参加者が異なることから、法人が統合しても事業の整理統合を進めることができず、事業の効率化にならない。

「男女共同参画社会の形成」と「青少年の健全育成」は、どちらも我が国の21世紀の重要課題であり、理事長としてもどちらか一方に重点化したり、優先順位をつけたりすることは難しく、また、会館には女性教育のナショナルセンターとしての役割、オリセンには青少年教育のナショナルセンターとしての役割、少年自然の家及び青年の家には少年教育及び青年教育の拠点施設として体験活動の推進を図る役割があり、各法人の役割・機能が異なっていることから、これらを単純に統合しても、理事長のトップマネジメントは発揮できない。

統合によって、利用者の融通が可能となるように考えられるが、

ア．会館とオリセンの両法人の設置する施設でも、遠距離（公共交通機関で約2時間程度）に設置されていることから利用者の便宜を考えると、相互に融通しあえるケースは少ない。

また、国立少年自然の家、国立青年の家は、全国的に設置されており更に困難である。会館との関係から言えば、地方の女性関連施設との連携を図り業務を実施することの方が、より効率的・効果的な事業が実施できる。

イ．各法人のそれぞれの施設には、それぞれ専門的な図書等資料や研修等のノウハウが蓄積され、また高い専門性を有する職員が、利用者の研修相談等に応じており、質の高い研修を行うためには、人的・物的環境が整備されている各法人のそれぞれの施設において研修することが必要である。

仮に、人的・物的環境を整備しようとするれば、専門的職員数の増による人件費の拡大、図書の整備や紙媒体資料のデータベース化など高額な経費が必要となる。

ウ．オリセンの研修施設は、稼働率が高く、利用期間も長期となっており、新たな受入を行うのは難しい。

エ．会館の周辺には、少年自然の家のように自然体験を行うフィールドがほとんどなく、利用目的に沿った成果があげられない。

など現実のメリットは小さい。

- 4 以上のとおり、統合しても効率化に係る効果は期待できず、逆に、法人の目的がぼやける、活動内容の焦点化が図られない、組織が複雑化する、などのデメリットが考えられることから、統合すべきでない。

2 財政状況が厳しいことから予算の2～3割削減を図るべきではないか

1 国立オリンピック記念青少年総合センターは、独立行政法人化以降、事務・事業の効率化を図る観点から、管理的経費の見直し、民間委託の拡大等により経費の節減に努めてきたところであり、約4,477百万円(平成13年度)から3,971百万円(平成16年度)と約500百万円の運営費交付金を削減(11.3%)したところである。

2 また、国立少年自然の家及び国立青年の家についても、独立行政法人化以降、事務・事業の効率化を図る観点から、管理的経費の見直し、民間委託の拡大等により経費の節減に努めてきたところである。国立少年自然の家は約4,329百万円(平成13年度)から4,036百万円(平成16年度)と約290百万円の運営費交付金を削減(6.8%)したところである。国立青年の家は約4,491百万円(平成13年度)から4,105百万円(平成16年度)と約380百万円の運営費交付金を削減(8.6%)したところである。

3 次代を担う青少年の健全育成は、21世紀の我が国社会のあり方にかかわる重要な課題であるという認識のもと、現在政府全体で青少年育成施策の推進が図られている。

これら3法人は、青少年の健全育成を図るため、地方や民間では実施されない恐れがあることから国で行わなければならない事業に重点化して取り組んでいるところであり、これらの事業は着実に実施する必要がある。

4 これらの法人については、国から独法に移行した法人であり、国所管の時代より国の厳しい財政事情の中、定員削減かつ経費削減に努めてきた経緯がある。

近年の我が国財政状況が非常に厳しいことは十分承知しており、当該法人としても第2期中期目標期間に向けて、事務・事業の一層の重点化、業務の効率化を図るための民間委託の拡大、新たなる自己収入の確保等に取り組むこととしている。

しかしながら、運営費交付金の大幅な削減は青少年育成施策を推進する法人の事業の実施に重大な影響を与えることから、困難である。

3 業務の民間委託、アウトソーシングを推進していくべきではないか

1 国立オリンピック記念青少年総合センターは、事務・事業の効率化を図る観点から、従来より警備・清掃等定型的な業務については民間委託を推進してきた。特に、独立行政法人化以降は、受付・案内業務についても法人としての判断や青少年教育に関する専門的知識を要する業務を除き、民間委託の拡充を図った。

また、経費の効率的な節減を図る観点から、これらの業務については包括的に競争入札を実施している。

今後は、更に、民間委託が可能なものについては民間委託を実施し、業務の効率化に努めることとしている。

2 国立少年自然の家及び国立青年の家は、事務・事業の効率化を図る観点から、従来より警備・清掃等定型的な業務については民間委託を推進してきた。独立行政法人化以降も、青少年教育に関する専門的知識を要する業務を除き、民間委託の拡充を図った。

また、経費の効率的な節減を図る観点から、これらの業務については包括的に競争入札を実施している。

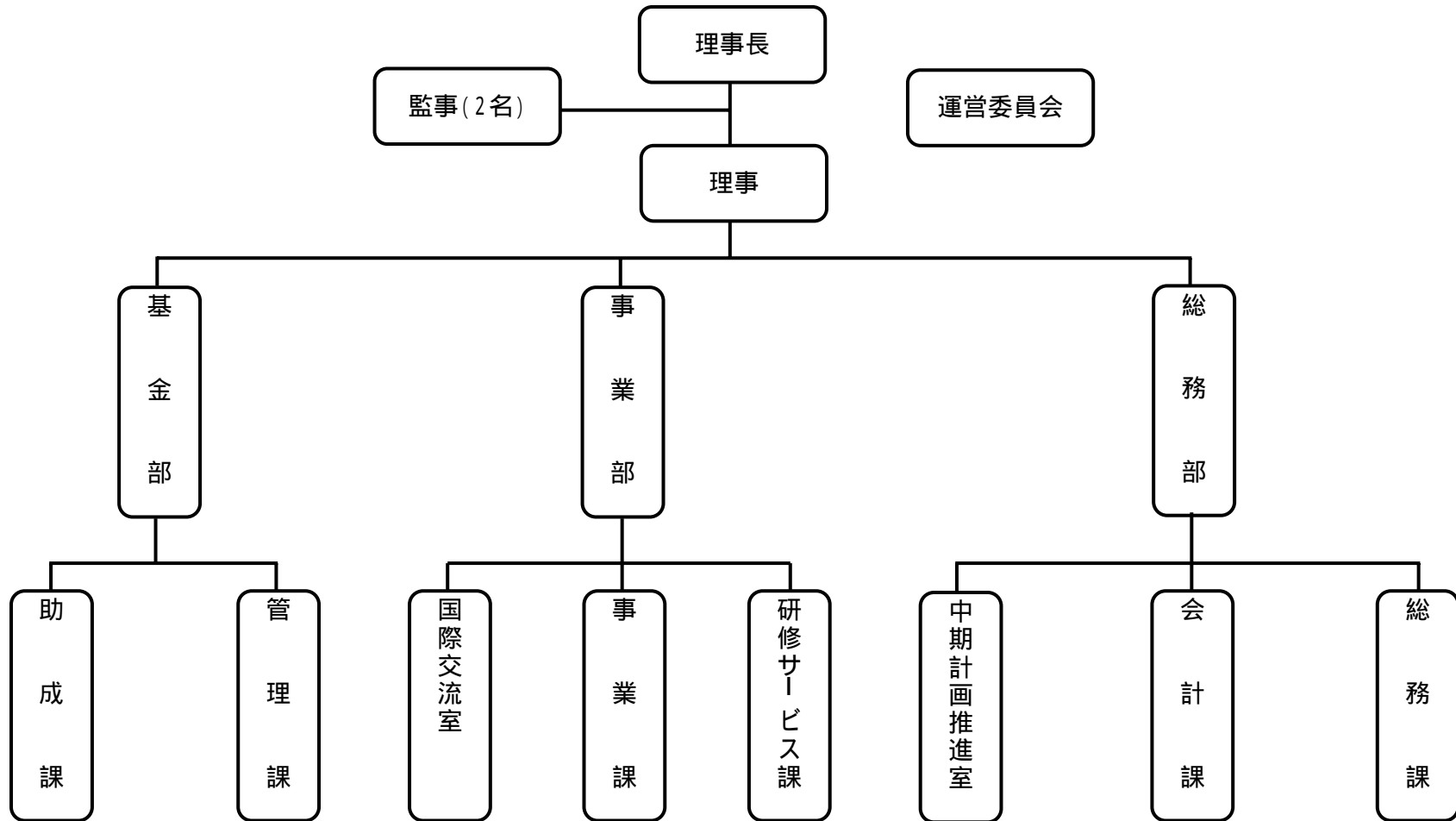
今後は、更に、民間委託が可能なものについては民間委託を実施し、業務の効率化に努めることとしている。

青少年関係独立行政法人における民間委託の状況

独立行政法人化前	独立行政法人化後(現状)	今後の予定
【国立オリンピック記念青少年総合センター】 施設設備の運転保守点検管理業務 警備業務 清掃業務 一般・産業廃棄物処理業務 電話交換業務 宿泊準備等整理業務 シーツ・枕カバー等リネンサプライ業務 食堂業務 情報システム運用支援業務 視聴覚設備運用支援業務 プール監視 宿泊D棟受付・案内業務	施設設備の運転保守点検管理業務 警備業務 清掃業務 一般・産業廃棄物処理業務 電話交換業務 宿泊準備等整理業務 シーツ・枕カバー等リネンサプライ業務 食堂業務 情報システム運用支援業務 視聴覚設備運用支援業務 プール監視 利用者案内・受付・FAX申込受付 青少年教育情報センター業務 LANシステム運用支援業務 舞台設備管理技術者委託業務 研修設備・備品等点検・整備業務 自動車運転業務 会計システム運用支援業務	調査研究事業の一部（実態調査のデータ収集）等、今後更に、民間委託が可能なものについては民間委託を実施し、業務の効率化に推進。
【国立少年自然の家】 庁舎清掃業務 ボイラー運転管理業務 給食業務委託 乗用自動車の雇上 シーツ等の洗濯 シーツ等洗濯費用の徴収事務の委託等 電話交換機点検業務 冷房装置保守点検 塵芥収集 害獣駆除業務 遊具設備点検業務 年未年始警備委託業務	庁舎清掃業務 ボイラー運転管理業務 給食業務委託 乗用自動車の雇上 シーツ等の洗濯 シーツ等洗濯費用の徴収事務の委託等 電話交換機点検業務 冷房装置保守点検 塵芥収集 害獣駆除業務 遊具設備点検業務 年未年始警備委託業務 寝具等借上げ 参加費等徴収事務の委託 会計監査等業務 情報システム管理業務 警備委託業務	キャンプ場、ロッジの当直業務や除雪業務等、今後更に、民間委託が可能なものについては民間委託を実施し、業務の効率化に推進。
【国立青年の家】 施設設備の運転保守点検管理業務 清掃業務 塵芥処理 浴室等管理業務 警備業務 ホームページ管理業務 電話交換設備保守 冷房設備・冷温水発生装置保守 ネットワーク通信装置保守 植栽関係業務 圧雪車等運転業務 複写機の保守 食堂業務	施設設備の運転保守点検管理業務 清掃業務 塵芥処理 浴室等管理業務 警備業務 ホームページ管理業務 電話交換設備保守 冷房設備・冷温水発生装置保守 ネットワーク通信装置保守 植栽関係業務 圧雪車等運転業務 複写機の保守 食堂業務 シーツ等洗濯業務・寝具類賃借 シーツ等洗濯料徴収事務等請負業務 法人電算システムの管理・運用支援	スポーツ施設、設備等の保守管理や施設及び活動エリア内の環境整備業務等、今後更に、民間委託が可能なものについては民間委託を実施し、業務の効率化に推進。

(独) 国立オリンピック記念青少年総合センター組織図

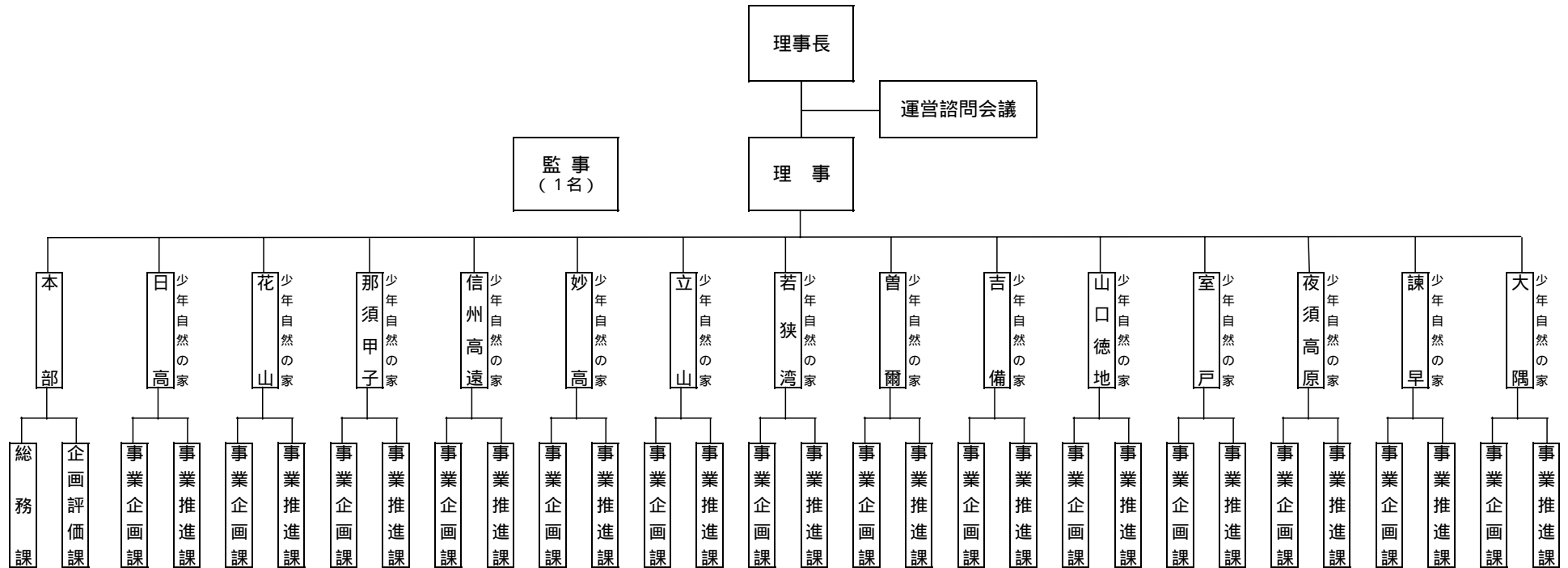
組織図



職員数

役員2名(監事を除く)
常勤職員62名(うち研究者1名)
(平成16年10月1日現在)

独立行政法人国立少年自然の家組織図



職員数
 役員2名(監事を除く。)
 常勤職員 264名
 (平成16年4月1日現在)

各少年自然の家の下に施設業務運営委員会を設置

独立行政法人国立青年の家組織図

